



短期社債振替制度の概要

平成21年8月

(株)証券保管振替機構

目次

<u>I</u>	<u>これまでの経緯</u>	3	<u>IV</u>	<u>参考資料</u>	
			◆	参加形態	21
<u>II</u>	<u>短期社債振替制度とは</u>		◆	参加方法	22
◆	特徴	5	◆	参加形態別の主な手数料	23
◆	メリット	6	◆	発行コスト	24
◆	取扱短期社債等	7	◆	保有コスト	25
◆	業務関係者	8			
◆	階層構造	9			
◆	保振機構における口座区分	10			
◆	短期社債振替システムの構成	11			
<u>III</u>	<u>発行・流通・償還の各スキーム</u>				
◆	新規発行時のスキーム(1)	13			
◆	新規発行時のスキーム(2)	14			
◆	DVP決済を伴う振替時のスキーム	15			
◆	DVP決済を伴わない振替時のスキーム	16			
◆	償還時のスキーム(1)	17			
◆	償還時のスキーム(2)	18			

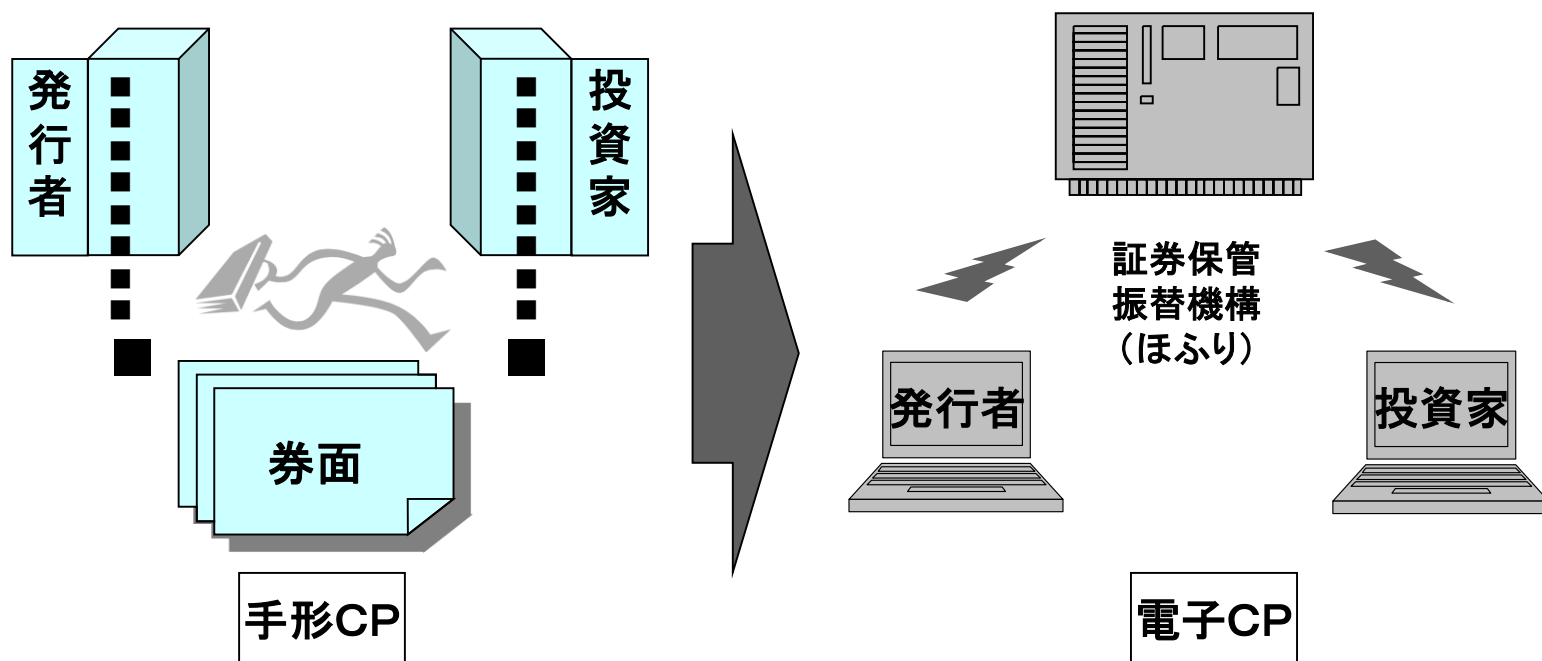
I これまでの経緯

平成12年6月	金融審議会第一部会「証券決済システムの改革に関するワーキング・グループ報告」で、有価証券のペーパーレス等について提言
平成13年6月20日	「短期社債等の振替に関する法律」が国会成立
平成13年12月6日	日本証券業協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」にて「CPのDVP決済短期対応に関する論点整理メモ」を採択
平成13年12月20日	保振新規業務検討委員会、「CP実務検討ワーキング・グループ」を設置。平成14年1月18日に第1回を開催
平成14年3月1日	第7回CP実務検討ワーキング・グループ、「短期社債振替制度の基本要綱」(草案)を取りまとめ
平成14年3月7日	保振新規業務検討委員会、「短期社債振替制度の基本要綱」(案)を了承
平成14年3月13日	理事会、「短期社債振替制度の基本要綱」(案)を承認
平成14年4月1日	「短期社債等の振替に関する法律」が施行
平成14年5月17日	第12回CP実務検討ワーキング・グループ、「短期社債振替制度の収支見通し(手数料の考え方・開発費用等)について」及び「短期社債振替制度の基本要綱」(更新)を取りまとめ
平成14年5月29日	保振新規業務検討委員会、「短期社債振替制度の基本要綱」(更新)及び「短期社債振替制度の収支見通し(手数料の考え方・開発費用等)について」を了承
平成14年6月6日	理事会、「短期社債振替制度の基本要綱」(更新)及び「短期社債振替制度の収支見通し(手数料の考え方・開発費用等)について」を承認。同内容の事業を行うことについて株式会社証券保管振替機構の取締役会にて決議
平成14年6月17日	株式会社証券保管振替機構、財団から事業の譲受。株式会社のもと7月12日に業務委員会にて「CP小委員会」を設置
平成14年8月21日	「短期社債振替システム システム処理概要」及び「短期社債振替システム 入出力仕様書」の開示
平成14年8月29日	CP小委員会、「短期社債振替制度に係る手数料(案)」を取りまとめ。9月24日に業務委員会、了承
平成14年9月27日	取締役会、「短期社債振替制度に係る手数料(案)」を決議
平成14年10月	短期社債振替制度に関する説明会を開催(東京・大阪にて計10回)
平成14年11月29日	加入者保護信託の受託者募集の説明会を開催。12月13日に受託者を住友信託銀行株式会社に決定
平成15年1月6日	「社債等の振替に関する法律」が施行
平成15年1月10日	主務大臣、社債等の振替に関する法律第3条第1項の規定に基づく振替機関に弊社を指定
平成15年1月16日	主務大臣、社債等の振替に関する法律第57条の規定に基づき、加入者保護信託契約の締結について認可
平成15年1~3月	対外接続テスト(端末確認テスト、総合テスト)実施
平成15年3月31日	短期社債振替システム稼働
平成15年6月30日	日銀オペの対象資産化
平成16年4月	手形CPに係る印紙税特別措置1年延長(従来は2年の延長)
平成16年4月1日	サムライ電子CPの取扱い開始
平成17年4月1日	手形CPに係る印紙税特別措置廃止
平成18年1月10日	短期社債振替システム フェーズⅡの稼働
平成19年10月1日	短期投資法人債の取扱い開始
平成21年秋(予定)	平均発行レートの公表開始



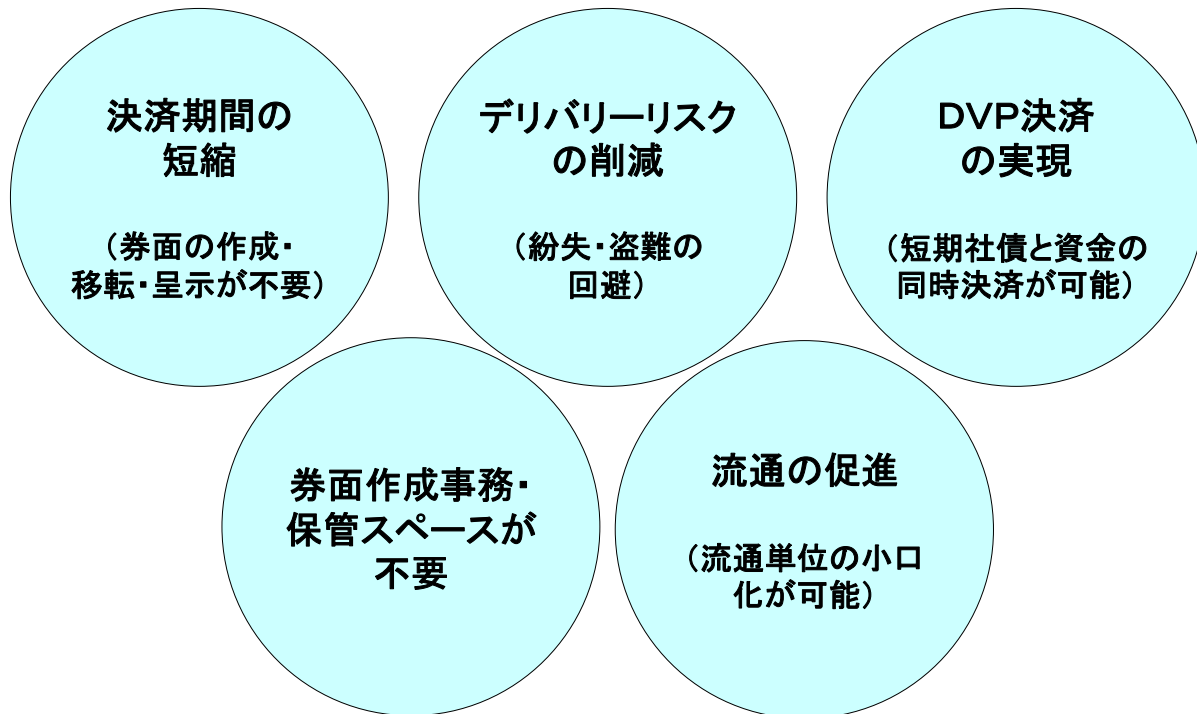
Ⅱ 短期社債振替制度とは

特徴



コマーシャルペーパーを完全にペーパーレス化し、
その発行、流通、償還を
ほふりのコンピューターシステム上の帳簿
(振替口座簿)の記録により行います。

メリット

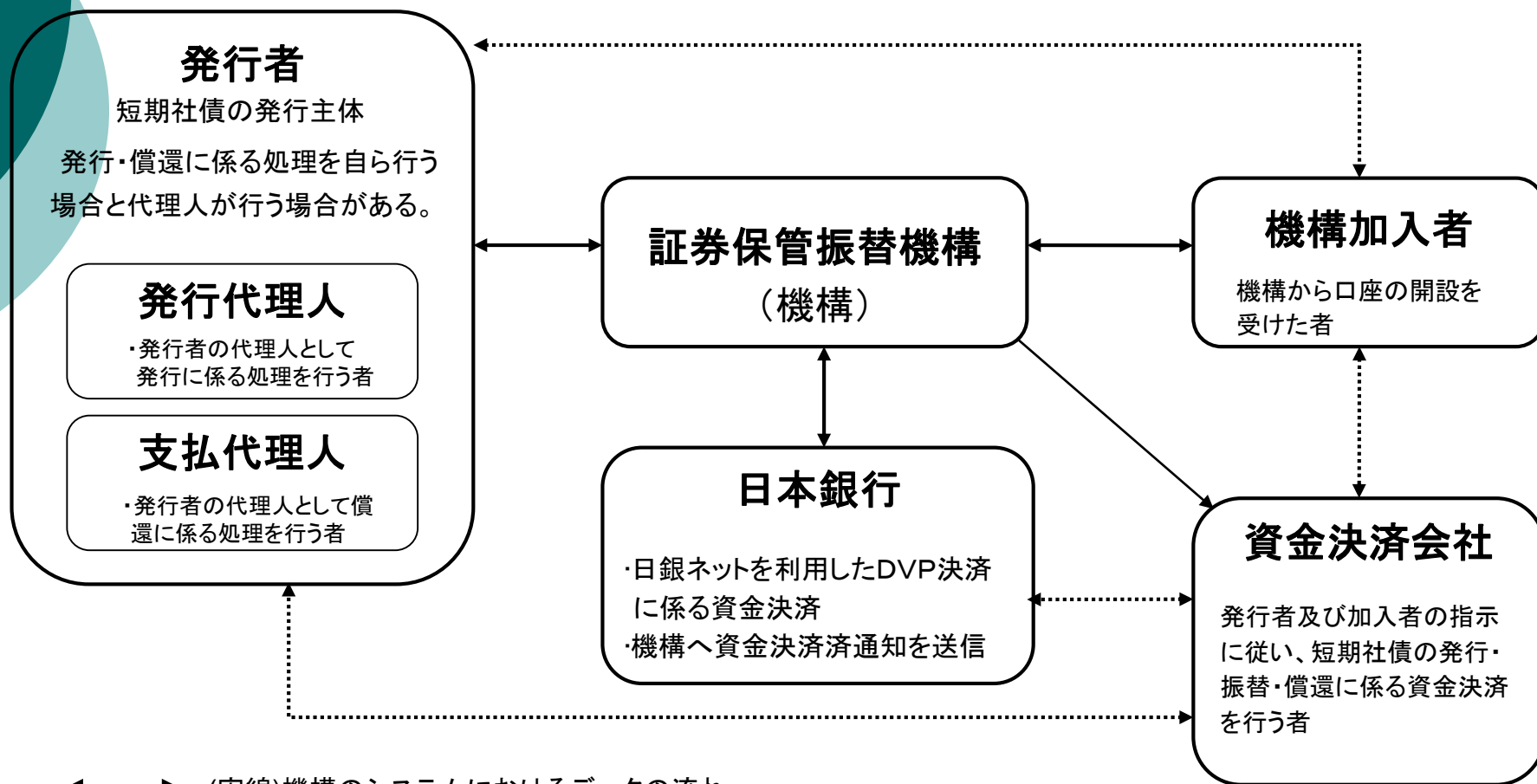


取扱短期社債等

当制度の対象となる有価証券は以下のとおり。

	対象有価証券
法令上の規定	<ul style="list-style-type: none">・社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債・投資信託及び投資法人に関する法律第139条の12第1項に規定する短期投資法人債・保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債・資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債・信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債・農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債・一般振替機関の監督に関する命令第38条第2項に規定する短期外債 (いわゆるサムライ電子CP)
短期社債等のうち機構で取り扱うもの	<ol style="list-style-type: none">①割引の方法により発行されるものであること。②各銘柄の各社債の金額は、1億円以上100万円単位で、均一であること。③国内で発行されるもの

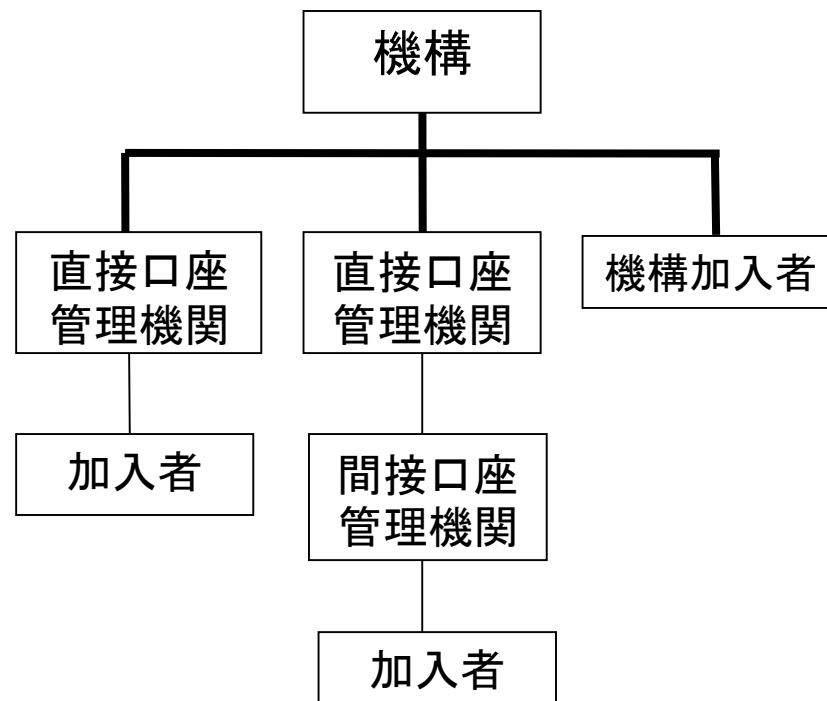
業務関係者



- ←→ (実線) 機構のシステムにおけるデータの流れ
←- - - (破線) 機構のシステム外でのデータの流れ

階層構造

- ◆ 振替機関＝機構
- ◆ 加入者＝機構、口座管理機関から
口座開設を受けた者
機構加入者＝機構に口座開設
した者
- ◆ 口座管理機関＝他の者のため
に短期社債の振替を行う口座
を開設する者
直接口座管理機関＝口座管
理機関のうち、機構から口座
開設を受けた者
間接口座管理機関＝口座管
理機関のうち、口座管理機関
から口座開設を受けた者



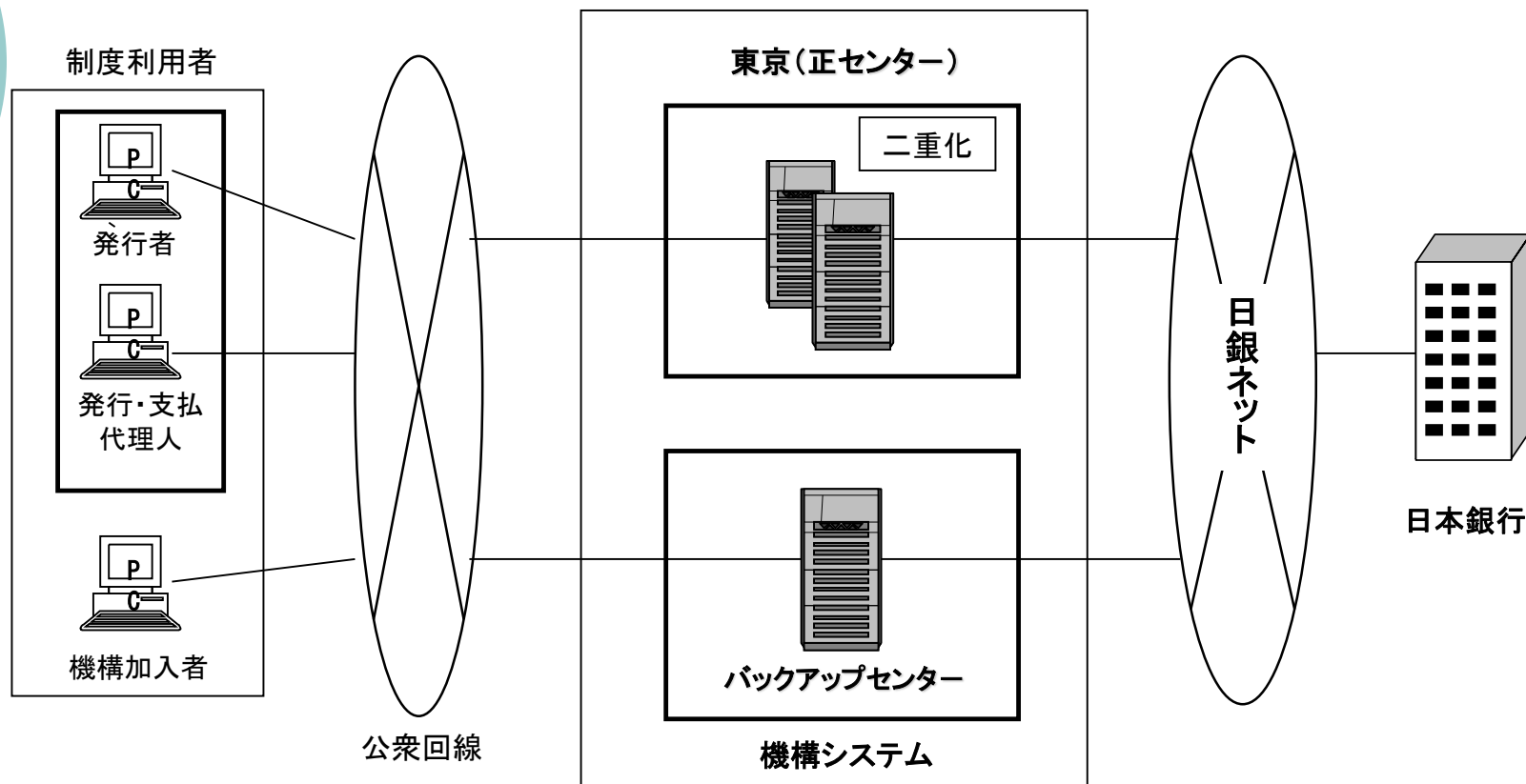
保振機構における口座区分

- ◆ 振替口座簿は機構加入者の口座ごとに区分する。
- ◆ 機構加入者の口座は以下のとおり区分する。

口座区分	口座名称	使用目的	備考
自己口	保有口	自己分	信託財産分、質権分は除く。
	信託口	信託財産分	質権分を除く。
	質権口	質権分	
	質権信託口	質権分(信託財産分)	
顧客口	顧客口	顧客分	

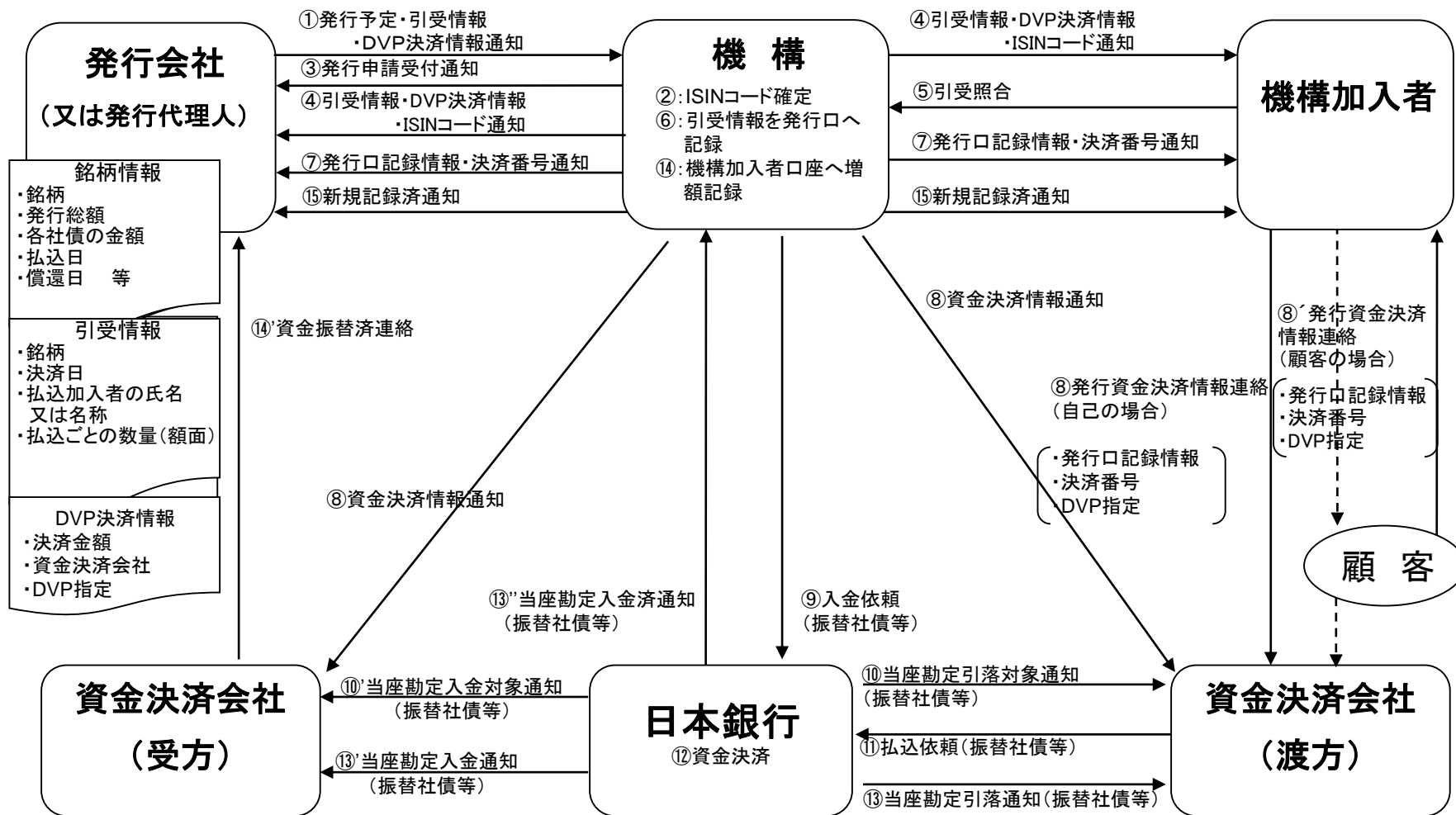
短期社債振替システムの構成

○ Web接続の場合



Ⅲ 発行・流通・償還の各スキーム

新規発行時のスキーム(1) (DVPスキーム)

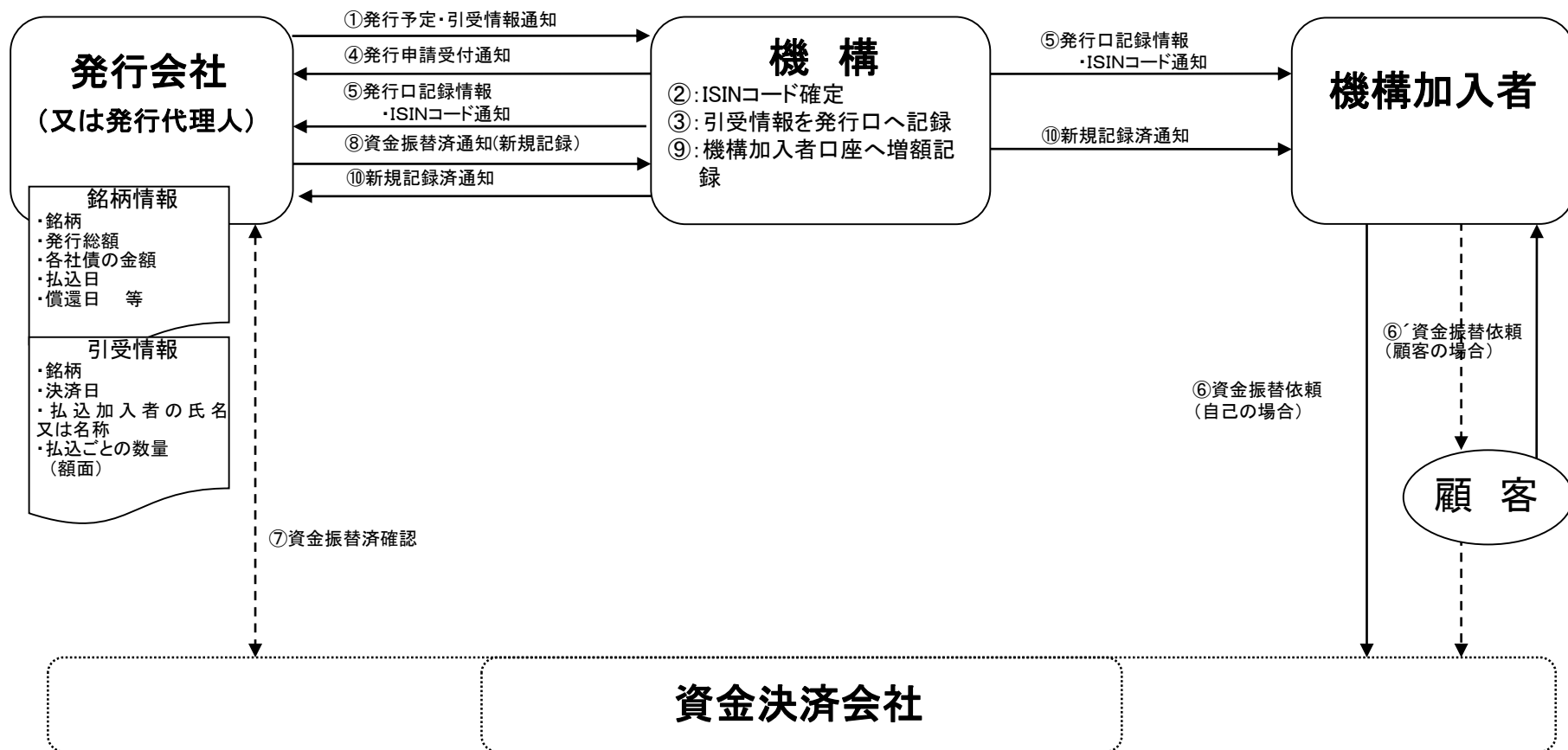


← (実線): 機構のシステム処理対象業務(②・⑥・⑭を含む)

← (破線): 機構のシステム処理対象外の業務

新規発行時のスキーム(2)

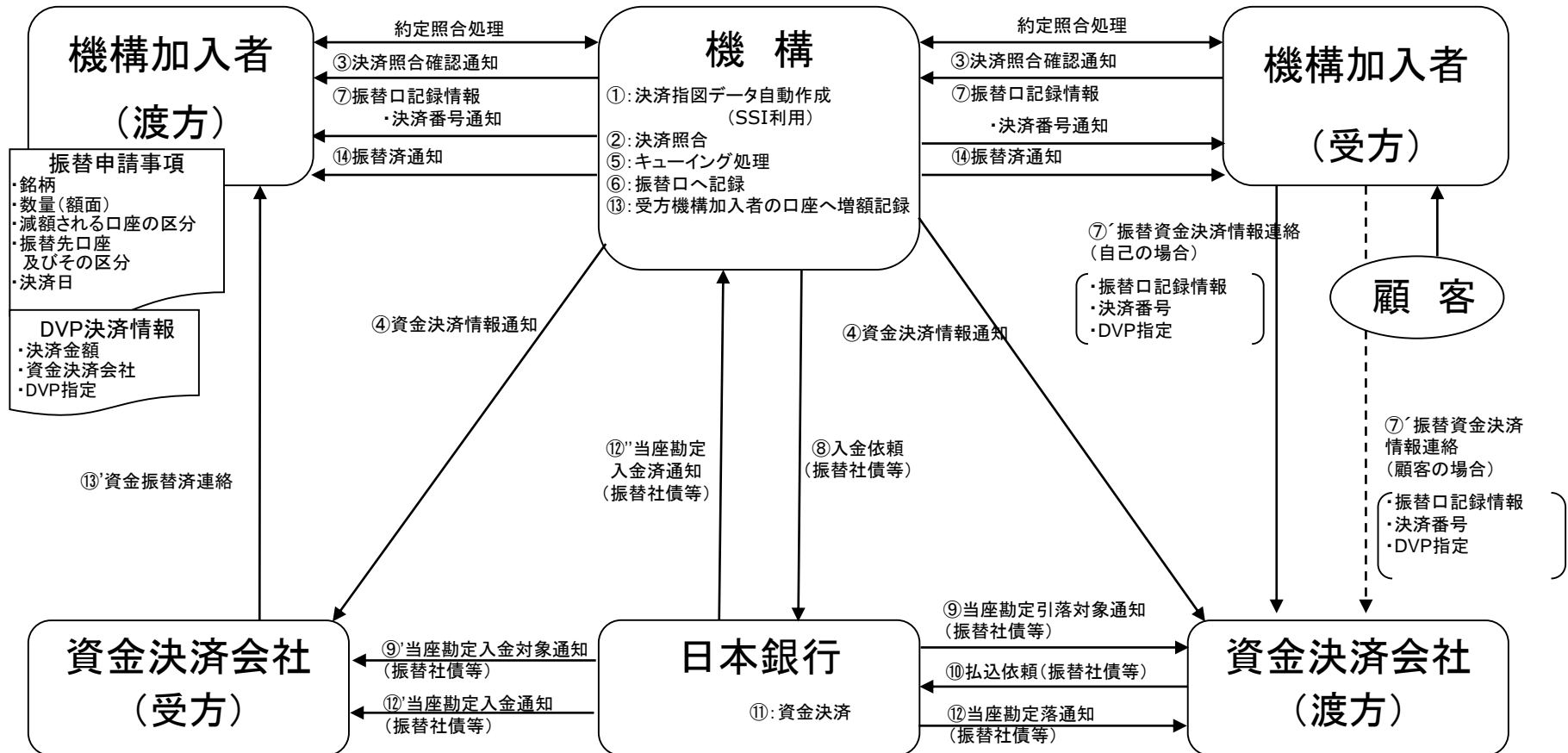
(資金決済会社が同一の場合)(ダイレクト発行かつ買方が非DVPを選択した場合)



← (実線): 機構のシステム処理対象業務(②・③・⑨を含む)
 ← (破線): 機構のシステム処理対象外の業務

DVP決済を伴う振替時のスキーム

(決済照合システム利用)

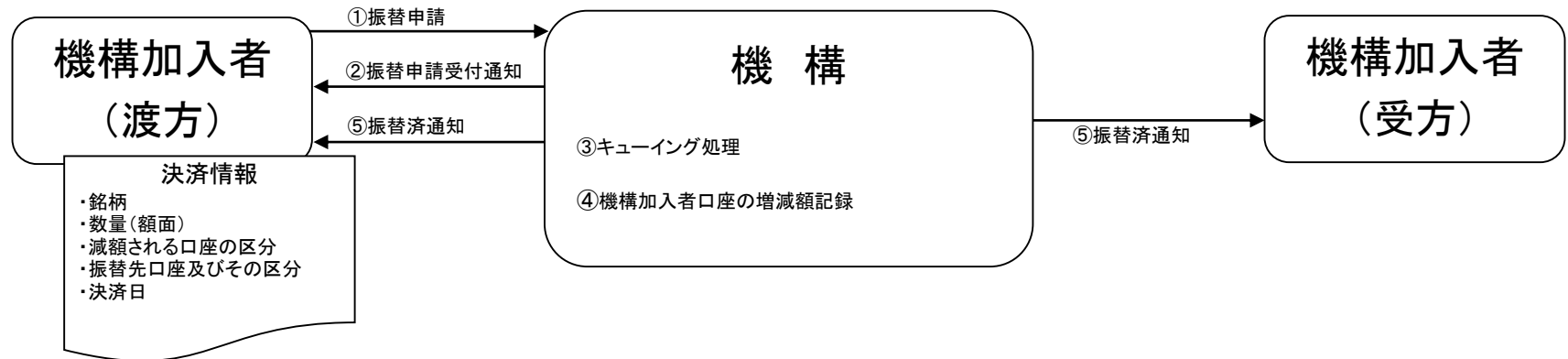


← (実線): 機構のシステム処理対象業務(①・②・⑤・⑥・⑬を含む)

← (破線): 機構のシステム処理対象外の業務

DVP決済を伴わない振替時のスキーム

(決済照合システム未利用)

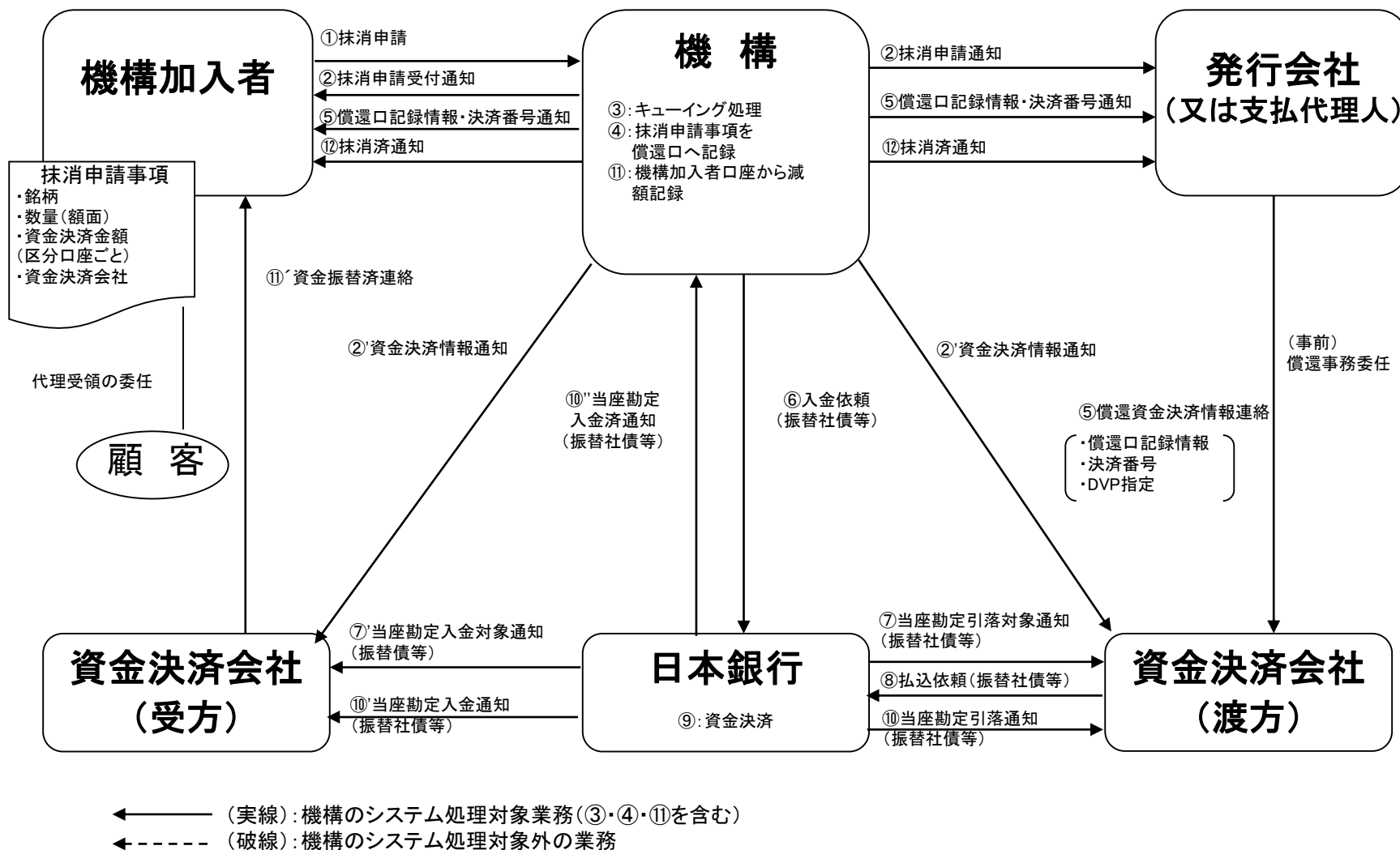


利用対象

- ・担保権の設定等資金決済を伴わない場合
- ・渡方及び受方の加入者間でDVP決済の合意がない場合
- ・渡方及び受方の加入者に係る資金決済会社が同一の場合

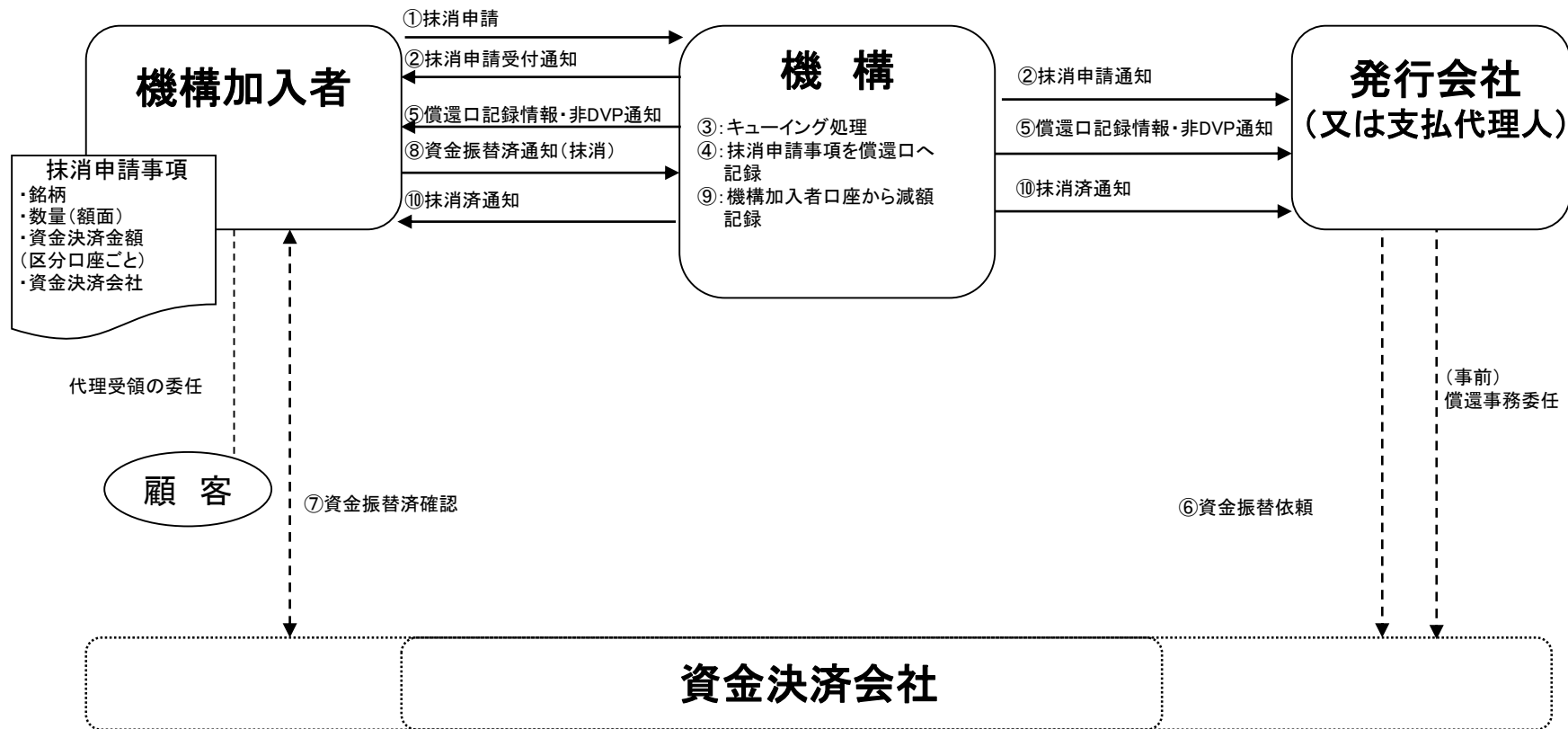
← (実線): 機構のシステム処理対象業務(③・④を含む)

償還時のスキーム(1) (DVP決済)



償還時のスキーム(2)

(資金決済会社が同一の場合)



← (実線): 機構のシステム処理対象業務(③・④・⑨を含む)
 ← (破線): 機構のシステム外の処理対象外の業務

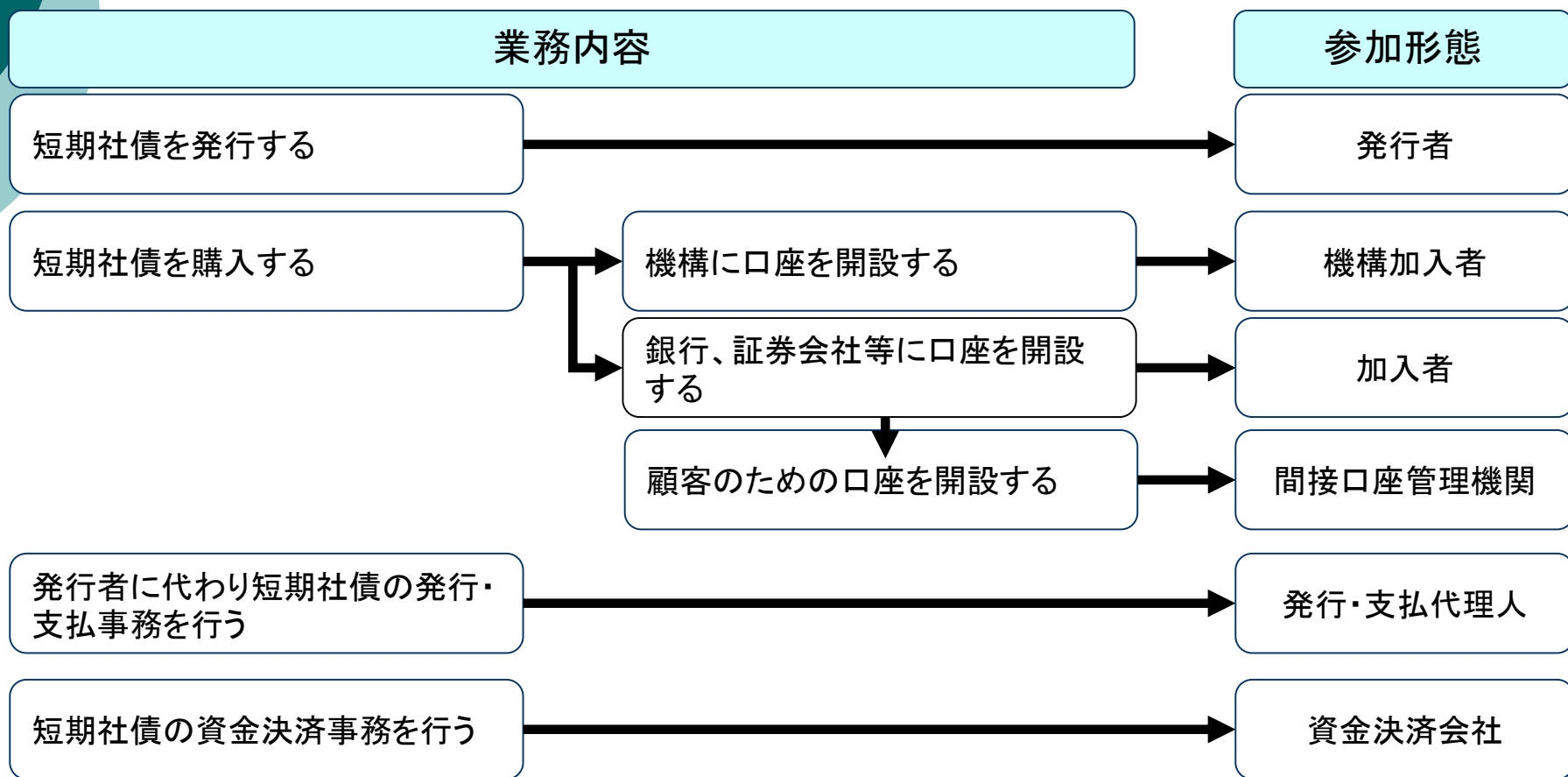
ホームページにおける提供情報

(<http://www.jasdec.com/system/cp/index.html>)

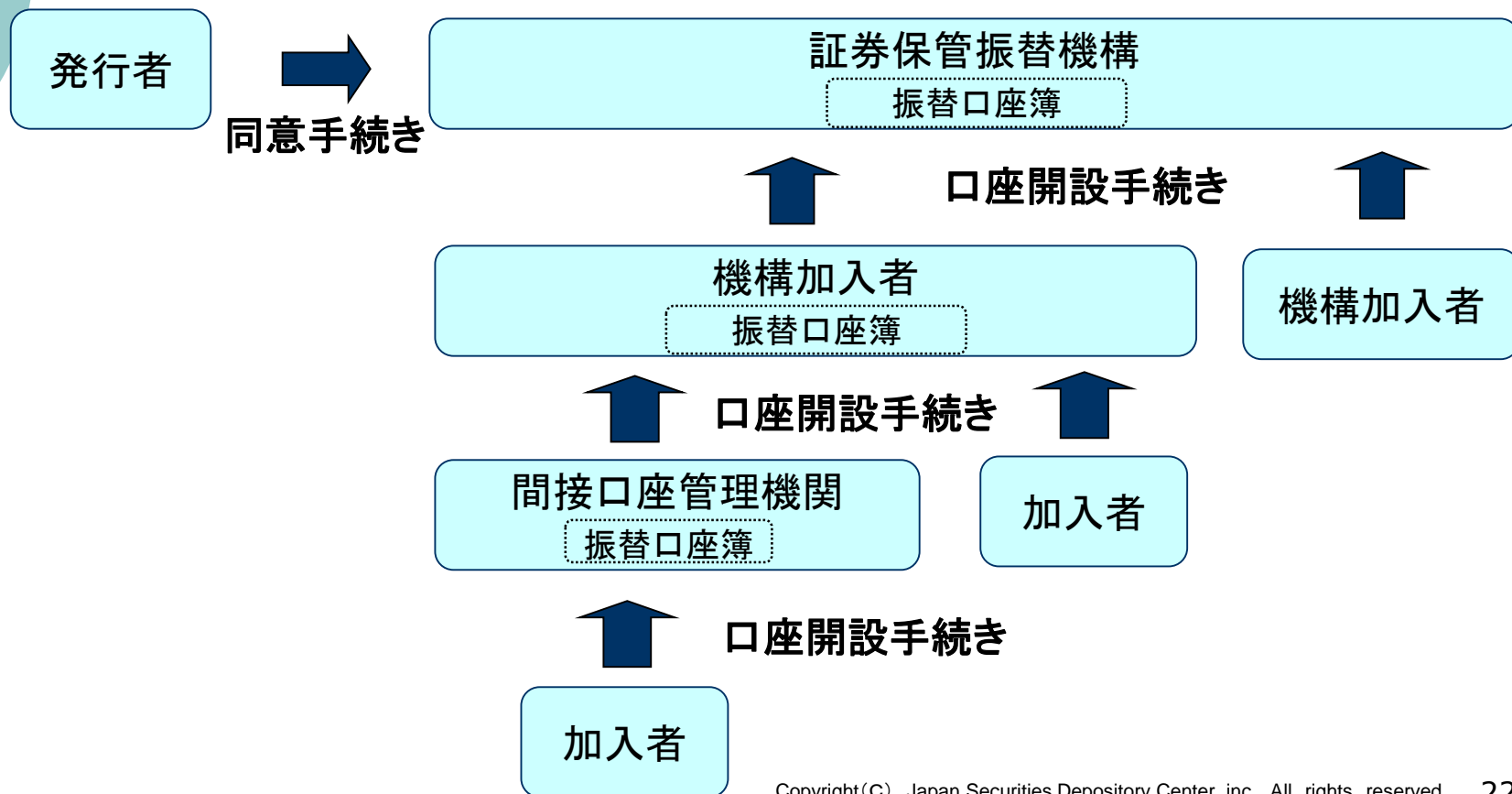
- ◆ 銘柄公示情報（振替法第87条に基づく振替社債の内容の公示）
- ◆ 制度参加者一覧
- ◆ 制度参加手続書類
- ◆ 社債等に関する業務規程及び同施行規則
- ◆ 統計情報（週次、月次、年次）
- ◆ 【予定】平均発行レート（日次）

IV 参考資料

参加形態



参加方法



参加形態別の主な手数料

参加形態	イニシャルコスト	ランニングコスト		
		恒常的に必要なもの	発行、振替、抹消の都度必要なもの	
発行者	端末接続	システム接続準備手数料	端末接続料	<ul style="list-style-type: none"> ○発行時 新規記録手数料、振替手数料 ○抹消時 振替手数料
	端末非接続	システム接続準備手数料	不要	不要 (発行・支払代理人に請求)
機構加入者	口座開設金及びシステム接続準備手数料	端末接続料 口座残高管理手数料	振替手数料	
間接口座管理機関	間接口座管理機関定額負担金	不要	不要	
発行・支払代理人	システム接続準備手数料	端末接続料	代理業務にかかる発行時、抹消時の手数料	
資金決済会社	システム接続準備手数料※	端末接続料※、資金決済情報配信手数料※	不要	

※但し、資金決済情報の配信を希望する場合のみ

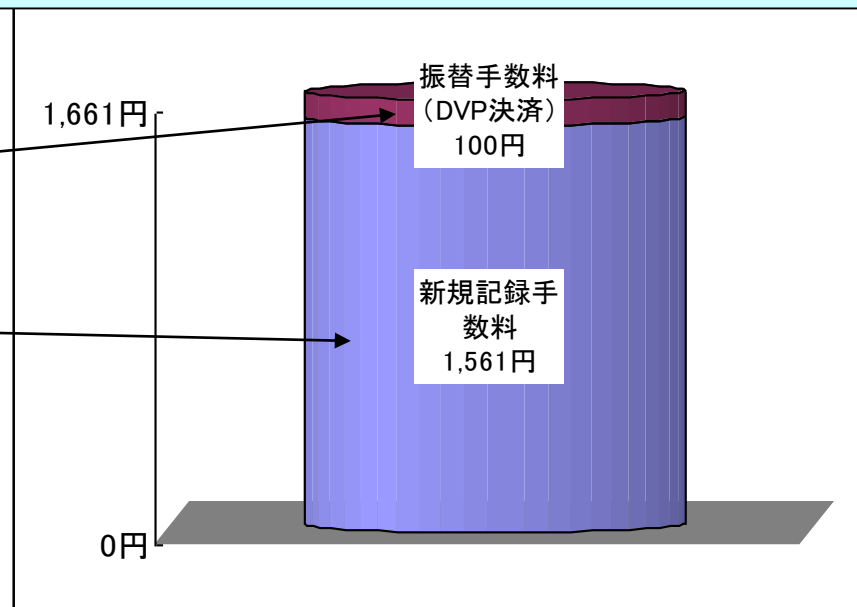
発行コスト

発行時の手数料の例(発行総額10億円、期間1か月、引受先1件)

合計1,661円

② 振替手数料
100円

① 新規記録手数料
1,561円=
 $10\text{億円} \times 0.19\text{bp} \times 30\text{日} / 365\text{日}$



短期社債発行時に必要となる手数料は下記の = ① + ②

① 新規記録手数料

短期社債の発行残高、発行期間に応じて発行から償還までの残高管理のコストとして、発行者の方にご負担いただくものです。ただし、キャップ制を設け、計算の結果が10万円を超える場合は10万円とします。

② 振替手数料

発行に伴う、振替口座簿の記録内容の異動処理の手数料として引受件数に応じてご負担いただきます。

・DVP決済の場合は100円/件・非DVP決済の場合は50円/件

保有コスト

口座残高管理手数料は、機構加入者が短期社債を保有している間の振替口座簿の管理のため、日々の短期社債の残高に応じて、機構加入者の方にご負担いただくものです。

$$\text{口座残高管理手数料} = \text{口座残高} \times 0.065\text{bp (年率)}$$

(bp = 1/10000)

事例

機構加入者の振替口座簿に6月1日から6月30日まで10億円の残高が記録されている場合の口座残高管理手数料はいくらになりますか。(月間平均残高が10億円の場合)

計算式

口座残高管理手数料は毎月末締めで計算をしております。

$$\begin{aligned} \text{口座残高管理手数料} \\ = 10\text{億円} \times 0.065\text{bp} \times 30\text{日} / 365\text{日} = 534\text{円} \end{aligned}$$

問合せ先

株式会社証券保管振替機構
社債投信業務部 CP担当

電話 03-3661-0977

FAX 03-3661-7120

(<http://www.jasdec.com/system/cp/index.html>)